

# 地区主催「敬老行事」の補助金交付手続きについて ～令和4年度～

## 1 今年度からの変更点

地区主催「敬老行事」の補助金については、申請手続きにかかる負担を軽減するため、昨年度各地区等よりいただいた意見もふまえ、要綱を改正しました。主な変更点は以下のとおりです。

	これまで	令和4年度から
年齢の基準	9月15日時点で満75歳以上	4月1日時点で満75歳以上
人数の基準日	行事实施日時点の人数	当該年度の4月1日時点の人数
提出書類	①補助金等交付申請書 ②事業実施計画書 ③参加予定者名簿 ④補助事業等実績報告書 ⑤事業実施報告書 ⑥参加者名簿 ⑦補助金等交付請求書	①補助金等交付申請書 ②事業内容報告書 ③補助金等交付請求書
申請時期	行事实施前（8月）	行事实施後（9月-10月）
名簿の取り扱い	補助申請時、実施報告時ともに添付書類として提出する	補助申請時に返却する

## 2 Q&A

### ① 補助金額について

補助額はいくらですか？

敬老行事を実施するためにかかった費用全額です。ただし、4月1日までに満75歳以上となる人の人数（4月1日時点）×1,000円が上限です。

補助金を増額出来ませんか？

上限額をなしに出来ませんか？

今回の基準日変更によって、多くの地区（団体）において変更しない場合と比べると補助額は微増する見込みです。また、予算には限りがあるため上限額を設定しています。補助を継続するためにもご協力をお願いします。

基準日以降に引っ越した人、亡くなった人がいますが補助金は減額になりますか？

各地区（団体）の補助上限額は4月1日時点の人数を基準とするため、基準日以降の人数増減により補助上限額が変わることはありません。  
これは、地区に引っ越してきた人がいた場合も同様です。  
※地区の振り分け間違いにより人数に変更があった場合はこの限りではありません。

敬老の日と基準日が異なるのはなぜですか？

地区（団体）によっては敬老の日以外に行事を実施することがあります。公平に補助上限額を設定するため、全ての地区（団体）の行事实施日以前を基準日としています。

## ② 補助の申請手続きについて

補助金の申請には何が必要ですか？

敬老行事終了後に「補助金等交付申請書」「事業内容報告書」「補助金等交付請求書」の提出が必要です。それぞれの様式は毎年7月頃各地区（団体）へ送付する他、市公式HPに掲載しています。

敬老行事を実施する前に補助金を振り込むことは出来ませんか？

行事实施後に補助金を申請する仕組みであるため、事前に補助金を振り込むことは出来ません。

補助金は、75歳以上の方が、それぞれ申請する必要がありますか？

それぞれ申請する必要はありません。  
申請は、各地区や敬老行事を実施する団体が行い、補助金も各地区（団体）に対して振り込まれます。

75歳以上の一人ひとりに対して市から補助金が出るのですか？

いいえ。個人に対してではなく、敬老行事にかかる費用の補助として、主催する地区（団体）に対して振り込まれます。補助上限額は、地区（団体）の規模に応じて公平に設定するため、4月1日時点の75歳以上の人数を基準としています。

※敬老行事の補助とは別に、毎年、市から敬老者個人へ長寿祝金を贈っています。（88歳・99歳以上の人）

### ③ お祝いをする敬老者について

入院、施設入所などで地区に住んでいない人にもお祝いをした方が良いですか？

地区に加入していない人にもお祝いをしないとイケませんか？

祝賀会の案内や記念品等の配付対象者は75歳以上の人に限られますか？

お祝いをする敬老者の基準は各地区（団体）で決めていただいて構いません。

### ④ 補助対象となる内容について

記念品等の配付のみでも補助対象になりますか？

対象となります。敬老意識を高め、高齢者福祉の向上に貢献することを目的としている行事であれば形態は問いません。

補助対象となる費用は決まっていますか？

敬老行事を実施するために必要な費用は補助対象となります。ただし、行事の反省会や打ち上げにかかる飲食費は対象外となりますのでご注意ください。

⑤ 名簿の取り扱いについて

名簿の返却は必要ですか？

名簿は個人情報の一覧であり、慎重な取り扱いと適切な方法での処分が求められます。行事終了後には返却をお願いします。

「地区に住んでいるのに名簿に名前がない人がいます」  
どうしたら良いですか？

お手数ですが高齢者支援課までご連絡ください。  
なお、基準日時点で四万十市に住所がない場合や満75歳以上でない場合は補助上限額は変更されませんのでご注意ください。

「名簿の住所に記載されている人と住んでいる人が異なります」  
「名簿の住所には誰も住んでいません」  
「マンションなどの人が分かりません」 どうしたら良いですか？

住民基本台帳の異動をしないまま引っ越しや施設入所した場合、長期入院している場合が考えられます。また、実際の居住箇所については、住民基本台帳に記載のあること以外は基本的に分からないため、居所不明としてください。

名簿を自治会別にしっかり分けてほしいのですが…

「住民基本台帳とは異なる住所に住んでいる人」「自治会の境界」「地区に加入しているか」を市では把握出来ません。このため、新たに名簿に掲載される人も含め、各地区（団体）からのご連絡や地図を基に振り分けをしています。

振り分けられるべき地区が間違っている場合は、お手数ですが正しい地区（団体）と人数変更を確認したうえで高齢者支援課までご連絡ください。

名簿から、長年地区に加入していない人や地区に不在の人を最初から削除することは出来ますか？

「地区に加入しているか」や「住民基本台帳とは異なる住所に住んでいる人」は把握が出来ず、変更があっても分かりません。このため、住民基本台帳の異動があった場合や実際に住んでいる地区の区長等と調整がついている場合以外は毎年名簿に掲載します。

### 3 様式例

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和△年△月△日

四万十市長 様

住 所 四万十市中村大橋通△-△

地区名又は団体名 ○○地区

役職及び代表者名 区長 ◇◇ ◇◇

#### 補助金等交付申請書

四万十市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和△年度
補助事業等の名称	地区主催敬老行事等補助事業
補助事業等の目的及び内容	地区の高齢者に対し、長年の苦勞をねぎらい、もって敬老思想の普及と高齢者福祉の向上を図る。
交付申請金額 ※1	△△, △△△ 円
補助上限額 ※2	△△, △△△ 円
添付書類	事業内容報告書（様式第 2 号）

※1 交付申請金額の欄には、上記「補助上限額」もしくは事業内容報告書中「事業に要した経費の総計」のうちいずれか少ない額を記入してください。

※2 補助上限額は、補助年度の 4 月 1 日時点における満 75 歳以上の人数に千円を乗じた額です。

事業内容報告書

1 祝賀会を実施した地区又は団体は、以下について記入してください。

① 実施日時 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分

② 実施会場 \_\_\_\_\_

③ 祝賀会の全参加人数 \_\_\_\_\_ 人

④ 次のうち実施した内容にを入れてください。（複数選択可）

- 祝辞 会食 記念品贈呈 記念撮影 踊り  
楽器演奏 ゲーム 園児・児童との交流  
その他（具体的に記入してください。）

2 記念品等の配付を実施した地区又は団体は、以下について記入してください。※祝賀会及び記念品等配付の両方を実施した場合も記入してください。

① 実施期間 月 日（ ） ～ 月 日（ ）

② 配付対象者数 \_\_\_\_\_ 人

③ 次のうち配付したものにを入れてください。（複数選択可）

- お弁当 飲み物 赤飯 饅頭 ケーキ 菓子類  
タオル類 詰め合わせギフト 手紙・メッセージ 商品券  
その他（具体的に記入してください。）

3 事業に要した経費について記入してください。

飲食費	会食・お弁当・飲み物・お菓子にかかる費用や 飲食できる贈り物にかかる費用 等	円
記念品代	敬老記念品・メッセージカード・ギフト券・商品券 ・包装にかかる費用 等	円
その他	謝金・会場使用料・コピー料・役員日当 等 飲食費及び記念品代以外にかかる費用	円
総 計		円

※ 行事の反省会や打ち上げにかかる飲食費は対象外となりますので、事業に要した経費に含めないでください。



様式第7号(第16条関係)

補助金等交付請求書

令和 年 月 日

四万十市長 様

申請者 住 所 四万十市中村大橋通△-△  
 地区名又は団体名 ○○地区  
 役職及び代表者名 区長 ◇◇ ◇◇ 印

四万十市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助金等交付 決定年月日	令和 年 月 日	補助金等交付 決定文書番号	△四高第 号
補助年度	令和△年度	補助事業等 の名称	地区主催敬老行事 等補助事業
補助金等の交付決定金額	△△, △△△ 円		
補助金等の交付確定金額	△△, △△△ 円		
補助金等の既交付金額	0 円		
交付請求金額	△△, △△△ 円		
未交付金額	△△, △△△ 円		
振込先	金融機関名	店 番 一 口 座 番 号	
	<銀行名> ○○○銀行	●●●●●●●●	
	<支店名> ○○○支店	フリ ガナ	◇◇◇◇◇◇◇◇
		名義人	◇◇◇◇◇◇◇◇

名簿（令和4年4月1日時点で満75歳以上の者）

1 一覧名簿

地区名は又は団体名（△△地区）

No.	住所	氏名	年齢	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

● 1 の名簿は4月1日時点で満75歳以上の人の数を把握するための参考名簿です。

● 2 の名簿は基準日から名簿送付までの間に引越や死亡の届出があった人です。

それぞれ対象者名簿ではありません。

※敬老行事でお祝いをする対象者は各地区（団体）で決めていただいて構いません。

2 令和4年4月2日以降に異動があった者

No.	住所	氏名	年齢	備考
1	中村大橋通4丁目○○	△△ △△	76	地区外から転居
2	中村大橋通4丁目○○-○○	◇◇ ◇◇	79	市外へ転出
3	中村一条通1丁目○○	□□ □	95	死亡